

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第5号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2019年3月 発行

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871



「人・農地プラン」の作成 - 話し合いこそ重要!!

この度、「農地中間管理事業の5年後見直し」について2月12日に閣議決定がなされ、この中で、地域内の農地の現状把握及び将来像について、図面に描いて話し合う活動を推進する内容が示されました。

中間管理機構(県公社)では、営農者の経営地の集積、集約状況が一目で分かる図面の作成を行っています。最終的にこの図面を地域ごとの話し合いで活用していただきたいと考えています。

図面活用のイメージ

市町村等から依頼

中間管理機構

中間管理事業貸付地
+
それ以外のデータ

図面の作成

集落又は地域内担い手の農地情報

依頼

提供

農業委員会

【保有データ】

- ・自作地
- ・中間管理事業以外による借受地
(相対契約などにおける借受地)

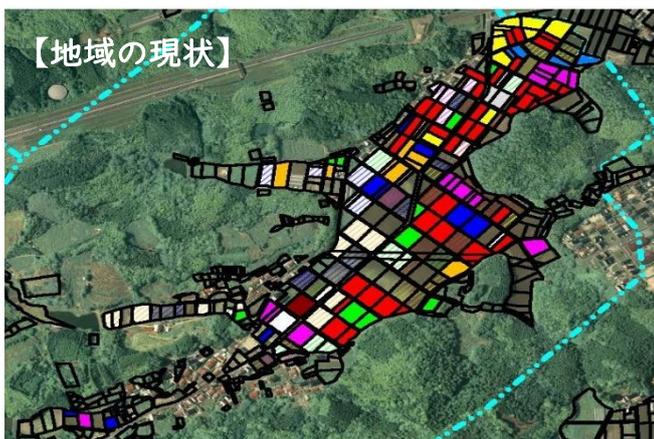


集落・地域等での話し合いの場で活用

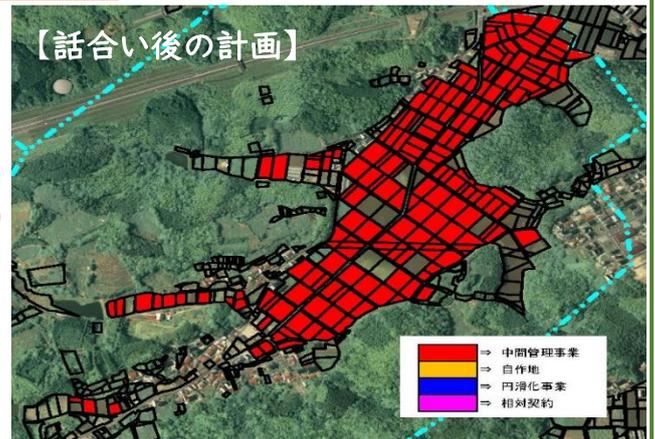
- ・農地情報公開システム(フェーズ2)
- ・市町村等で作成している場合の図面等も活用可

図面作成のイメージ

【地域の現状】



【話し合い後の計画】



- ⇒ 中間管理事業
- ⇒ 自作地
- ⇒ 円滑化事業
- ⇒ 相対契約

教えて

中間管理事業 Q&A



のうちだして
農地出照

(出し手)



のうちうけ
農地受雄

(受け手)

Q1 中間管理事業による賃貸借期間中に所有者が亡くなり、相続人はいるが相続放棄をなされた場合や相続人が不明の場合は、利用権の権利や賃借料はどうなるのか？

A1 相続人全てが放棄している場合、相続人が判明しない場合で、かつ相続財産管理人がいない場合において、契約は残存期間終了まではそのままし、賃借料の支払いについては支払先不存在となるため、供託金として中間管理機構が供託所に納付することになります。

中間管理機構では、所有者が死亡したことで直ちに受け手との契約を解約はせず、所有者の変更がなされても、賃貸借の場合の第三者に対する対抗要件は、農地法により保持されています。従って、機構から借り受けられている方は、安心して耕作できます。



のうちまもる しゅうこ
農地守・集子

(相談員)



Q2 共有者不明農地制度で、共有者が過半に満たない場合は、農業委員会の探索、公示により、市町村の農用地利用集積計画によって、中間管理機構へ貸し付ける仕組みがあるが、判明している共有者の中で、貸し付けることに反対している者がいた場合でも強制的に中間管理機構へ貸し付けることになるのか？

A2 反対者がいた場合、その者に対象農地をどうするかという意向を確認し、自作もしない、耕作したいという人がいるのにもかかわらず、他者への貸付けもしないという場合は、遊休農地となることが想定されます。この場合、農業委員会は、遊休農地の所有者に対して、中間管理事業の利用を誘導します。最終的には、農地法上の勧告という措置もありますが、あくまでも「地域の農地を有効活用していく」という主旨の仕組みですので、関係者でしっかり話を進めていただきたいと思います。



編集後記

「機構だより」も今回で5回目の発行となりました。

平成31年度も引き続き発行したいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

ご意見、ご要望等ありましたら、お気軽に申し付け下さい。また、皆様方から『こういう活動を行っている』、『自分で原稿を書いてみたい!』などありましたら、是非ご連絡をお願いします。(JJ☆KN)

連絡先: しまね農業振興公社 農業振興課 (中村、平塚、三宅)

TEL 0852-20-2871

